

お知らせ

教育委員会会議定例会の傍聴
教育委員会総務課(☎272785)

時 7月22日(火)午前10時開始

場 教育研究所

定 7人(先着順)

申 当日午前9時30分から9時50分までに直接会場へ

都市計画案の縦覧

都市計画課(☎272766)

都市計画案を縦覧します。

【案の縦覧】

①県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)の変更

②伊勢崎都市計画区域区分の変更

③伊勢崎都市計画用途地域の変更

④伊勢崎都市計画地区計画の変更

※②③④の対象は、長沼町地区、田中町第二地区、阿弥大寺町地区、境下瀬名地区です

時 7月15日(火)から29日(火)まで

※土・日・祝日は除きます

場 ①群馬県都市計画課(前橋市)伊勢崎土木事務所(安堀町)・都市計画課、③④都市計画課

【意見書の提出方法】

この案について意見がある人は、意見書を提出することができます。

介護に関する入門的研修を開催します

介護保険課(☎272743)

人材が不足している介護分野へ多様な人材の参入を促進するため、介護に興味のある人や介護初心者向けに基本的な知識などを学ぶ研修会を行います。

※研修終了後、希望者には介護事業所就労へのマッチング支援も行います

時 8月11日(祝)から15日(金)まで

献血にご協力ください

全血献血(200ml・400ml)



時・場・間

- 7月4日(金)午前9時30分~11時=あずま支所(☎62-9909)
 - 7月4日(金)午後1時30分~4時=茂呂公民館(☎25-2671)
 - 7月30日(水)午前9時30分~午後4時=市役所東館1階市民ホール(社会福祉課、☎27-2748)
- ※午前11時45分から午後1時までを除く
※各日200ml献血は時間内であっても終了する場合があります

住所・氏名・利害関係・意見の要旨を記入した「意見書」(様式は問いません)を①②は直接縦覧会場または郵送で群馬県知事宛て、③④は直接縦覧会場または郵送で市長宛てに提出してください。

宛先 ①〒371-8570 (住所不要) 群馬県都市計画課、③④〒372-8501 (住所不要) 市役所都市計画課

締切日 7月29日(火)(必着)

場 ①②群馬県都市計画課(☎027-226-3654)、③④都市計画課

柔道整復師(接骨院・整骨院)の施術を受ける人へ

国民健康保険課(☎272737)

柔道整復師(接骨院・整骨院)の利用に関して国民健康保険適用範囲の誤解から、誤った受診が生じています。柔道整復師の施術には保険が「使えない場合」があり、その場合には保険適用とならず、全額自費診療となるため注意してください。

【保険が使えない場合】

- 疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 病状の改善がみられない長期の施術
- スポーツなどによる肉体疲労を改善

善するための施術
●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷部位などを治療中の場合
●仕事中や通勤途上で負傷し、労災保険が適用となる場合

【保険が使える場合】

骨折(応急手当で以外は医師の同意が必要)、脱臼、打撲、捻挫、肉離れなどと診断され、施術を受けた場合や、骨・筋肉、関節のけがや痛みで負傷原因がはっきりしている場合は保険適用となります。施術を受ける際は、次の点に注意してください。

●負傷原因(いつ・どこで・何をし、どんな症状か)を柔道整復師に正確に伝えてください
●療養費支給申請書の内容(負傷原因、負傷名、日数、金額)をよく確認して、必ず本人が署名をしてください

●領収書を必ず受け取って保管し、国民健康保険課から届く「医療費のお知らせ」で金額・日数の確認をしてください

●施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので医師の診断を受けてください。また、施術内容について国民健康保険課から問い合わせる場合があります。回答に協力してください。

の午前9時30分~午後4時(全4回)

※13日(水)は除きます

場 市役所東館5階第4会議室

対 市内に在住または在勤・在学中、介護の仕事をした人、または介護に興味のある人

定 25人(抽選)

¥ 無料

申 7月31日(木)までに専用HPまたは電話で介護保険課へ



▲専用HP

社会を明るくする運動

社会福祉課(☎272748)

7月は「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」の強調月間です。犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な明るい地域社会を築くために、皆さんの協力をお願いします。

生ごみ処理器の購入費助成制度を活用してください

資源循環課(☎272732)

本市では生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理器の購入費の一部を助成しています。ぜひ活用して

交通事故など第三者の行為が原因の負傷で国民健康保険を使う場合には届け出が必要ですが国民健康保険課(☎272737)

交通事故など、第三者の行為によるけがや病気で医療機関を受診する際に、国民健康保険を使う場合は市に届け出が必要です。医療機関を受診する前に、被害の状況などを電話で国民健康保険課に伝えてください。

※緊急の場合は、医療機関を受診した後に、早めに国民健康保険課に電話してください

ひきこもり家族会を開催します

社会福祉課(☎276273)

テキストを使った勉強会や参加者同士で意見交換を行います。

時 7月23日(水)午後2時~4時

場 餅の郷(市民交流館)

対 ひきこもり当事者の家族

定 20人程度(先着順)

¥ 無料

申 7月8日(火)から22日(火)までに電話で社会福祉課または専用HPから申し込んでください
※7月は当事者のための居場所は開催しません



▲専用HP

必要書類

- ①交付申請書兼実績報告書および請求書、②運転免許証や健康保険証など本人確認ができるもの、③申請者名、製造業者名、商品名、型式を記載した領収証、④申請者名義の預貯金通帳(原本)、⑤購入機器の取り扱い説明書(原本)、⑥印鑑(朱肉を使う物)
- ※①は資源循環課にあります。市HPからダウンロードもできます
※本助成金の交付を3年以内に受けている場合は申請できません
※代理人が申請する場合は代理人の本人確認ができるものも必要です

宝くじの助成金で会議所備品を整備



▲市HP

宝くじの助成金で会議所備品を整備

行政課(☎272702)

(二財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を行っています。地域のコミュニティ活動の発展のために活用されています。稲荷町区では、この宝くじの助成金を利用して、会議所のテーブルや椅子、展示パネルなどの備品を整備しました。地域交流のさらなる活性化が期待されます。